

## **郵便貯金の払戻金に関する権利消滅の防止**

### **(あっせんに基づく措置状況)**

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、預金者サービスの向上を推進する観点から、当機構が発行した「払戻証書」について、現在「払戻証書」の発行の日から4か月を経過しても払戻金の払戻し請求がない場合に送付している「払戻しをお勧めする通知」とは別に、その権利消滅前になお払戻金の払戻し請求がない場合には、再度「払戻しをお勧めする通知」を送付し、郵便貯金の払戻金に関する預金者の忘失等による権利消滅の防止を図ることとした。

**(平成 21 年 2 月 26 日回答)**